

## 16 軽油引取税(平成22年度)

## (1) 軽油の引取数量等

## (2) 課税対象とならない数量等

区 分	数量・税額等
<b>総課税標準量</b>	<b>1 362 489</b> kl
<b>総申告件数</b>	<b>6 058</b> 件
<b>特別徴収によるもの</b>	
引取数量①	28 760 402 kl
課税対象とならない数量②	27 392 721 kl
差引数量①－②③	1 367 681 kl
欠減量④	13 179 kl
特約業者分 1/100	12 968 kl
元売業者分 0.3/100	211 kl
課税標準量③－④	1 354 502 kl
申告件数	4 831 件
<b>申告納付によるもの</b>	
課税標準量	7 987 kl
申告件数	1 227 件
<b>調定額</b>	<b>43 735 816</b> 千円
<b>特別徴収義務者(販売者)数</b>	<b>529</b> 人
特約業者	504 人
元売業者	25 人
その他の者	- 人

区 分	数量	免税軽油 使用者数等
<b>総計</b>	<b>27 392 721</b> kl	<b>1 919</b> 人
<b>法第144条の2第1項ヵコ書の規定に該当分</b>	<b>22 928 596</b>	-
<b>法第144条の5関係</b>	<b>4 372 846</b>	<b>101</b>
輸 出	4 308 836	10
そ の 他	64 010	91
<b>法第144条の6関係</b>	-	-
化 学 工 業	-	-
石 油 製 品 製 造 業	-	-
<b>法附則第12条の2の7第1項関係</b>	<b>64 114</b>	<b>1 815</b>
船 舶	17 374	1 551
航 路 標 識 等	4 202	13
鉄道用車両又は軌道用車両	3 396	10
農 業 等	2	5
林 業 等	5	1
陶磁器製造業	-	-
建設用粘土製品製造業	-	-
セメント製品製造業(除く生コン)	164	6
生コンクリート製造業	18	3
鉄 鋼 業	-	-
電 気 供 給 業	1 779	1
地熱資源開発事業	-	-
鉱物の掘採事業	6 487	11
とび・土工工事業	12 909	127
鉱さいバラス製造業	-	1
港湾運送業	12 404	42
倉 庫 業	97	9
貨物利用運送事業	-	1
鉄道貨物積卸業	9	1
航空運送サービス業	4 503	15
廃棄物処理事業	460	7
木材加工業	92	7
木材市場業	30	2
パークたい肥製造業	183	2
自動車教習所業	-	-
索道事業	-	-
ゴルフ場業	-	-
<b>アメリカ合衆国軍隊関係</b>	<b>26 701</b>	<b>2</b>
<b>外国公館等の暖房用ボイラー関係</b>	<b>464</b>	<b>1</b>

(備考) 本表は、普通税分と目的税分を合算したものである。

(備考) 本表は、普通税分と目的税分を合算したものである。